

## 川越天文同好会規約

△印は改正項目

第1条 本会は川越天文同好会と称する。

第2条 本会は自己の趣味の発展と川越市民の天文意識の啓蒙を目指すものである。

第3条 本会は川越市内及び川越市近郊のアマチュア天文家を持って組織する。

第4条 本会に総会を置く。

総会は本会の最高意志決定機関とする。

第5条 総会は代表がこれを招集する。

代表は5日前までに日時・場所を会員に通知する義務を有し、往復葉書で出欠を確認する。

第6条 総会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。  
賛否同数の時は議長の決する所による。

第7条 総会の議長は出席者の中から選出される。

第8条 総会にて決定しなければならない事柄は次の通りとする。

1項 規約改正

2項 収支決算

3項 役員改選

第9条 本会に次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名 △

会計 1名

会報 1名

内務 1名

HP 1名

第10条 役員は活動内容は以下とする。

- 代表 本会を代表し、業務を統括する。
- 副代表 代表を補佐し、観測会の取りまとめを行う。△
- 会計 財務管理及び会計に関する事務に従事する。
- 会報 会報及び各種資料を発行する。
- 内務 会の運営に必要な事務に従事する。
- HP インターネットホームページを編集、管理する。

第11条 役員は役員会を構成し、業務を遂行する。

第12条 役員は任期は2年間とし、代表、副代表、会計は会員より選出される。また、内務、会報、HPは自薦を原則とし、欠員が生じた時には代表の任命により補充される。△

第13条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は総会に於いて推薦される。

第14条 本会の経費は会員の会費及び、助成金を以ってこれにあてる。9月からの入会は会費を半額とする。△

第15条 本会の会計年度は3月1日より翌年2月末日までとする。

第16条 本会の退会は本人の申告か代表が判断した時点とする。△

第17条 会員の弔事には5,000円を送るものとする。△

附則・来歴 この規約は平成14年4月1日より施行する。

平成17年3月27日一部改正。

平成25年3月24日一部改正

平成28年3月19日一部改正 △

以上、